第十三条第一項中「場合においては、あらかじめ」を「ときは」に改め、「の理事」を削り、「役員」の下に「若しくは評議員」を加える。

第十四条の見出しを「（所轄庁への書類の提出等）」に改め、同条第一項中「は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類」を「（以下この条において「助成対象学校法人」という。）は、収支予算書」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

２　助成対象学校法人（会計監査人設置学校法人等（私立学校法第八十二条第三項に規定する会計監査人設置学校法人及び同法第百四十三条に規定する大臣所轄学校法人等をいう。第四項において同じ。）を除く。）は、計算書類（同法第百三条第二項に規定する計算書類をいう。第四項において同じ。）及びその附属明細書について、所轄庁の定めるところにより、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。次項において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。ただし、補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

３　前項の公認会計士又は監査法人は、同項本文の規定により監査を行つたときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第十四条に次の一項を加える。

４　助成対象学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告（会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第八十六条第二項の会計監査報告）を添付して、所轄庁に提出しなければならない。ただし、第二項ただし書に規定する場合には、監査報告の添付を要しない。

第十六条中「第六十四条第四項」を「第百五十二条第五項」に改める。

第十七条中「第十六条」を「前条」に、「第三項」を「第四項」に改める。

附則第二条第二項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第十二条第四号の項の中欄中「役員」の下に「又は評議員」を加え、同表第十三条第一項の項中「の理事」を削り、「役員」の下に「若しくは評議員」を加え、同表第十四条第一項の項の中欄中「文部科学大臣」を「収支予算書」に改め、同項の下欄中「文部科学大臣」を「文部科学省令で定めるところにより、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの附属明細書並びに収支予算書」に改め、同表第十四条第二項及び第三項の項を次のように改める。

第十四条第二項	計算書類（同法第百三条第二項に規定する計算書類をいう。第四項において同じ。）及びその	貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの
	所轄庁	都道府県知事

附則第二条の二第二項の表に次のように加える。

第十四条第四項	計算書類及びその	貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの
	所轄庁	都道府県知事

附則第二条の二第三項中「第四十九条」を「第九十八条」に改め、同条第五項中「及び第二項」を「、同条第二項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）」に、「第三項」を「第四項」に改める。

（私立学校振興助成法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　前条の規定による改正後の私立学校振興助成法第十四条（同法附則第二条第二項及び第二条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る同法第十四条第一項の補助金の交付を受ける学校法人（同法附則第二条第二項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第二条の二第一項の社会福祉法人を含む。）について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る前条の規定による改正前の私立学校振興助成法第十四条第一項の補助金の交付を受けた学校法人（同法附則第二条第二項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第二条の二第一項の社会福祉法人を含む。）の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類、収支予算書及び監査報告書の作成及び届出については、なお従前の例による。

（放送大学学園法の一部改正）

第二十一条　放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（主務大臣への書類の提出）

第十条　放送大学学園は、主務省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、その終了した会計年度に係る私立学校法第百三条第二項に規定する計算書類及びその附属明細書に同法第八十六条第二項の会計監査報告を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

第十三条第一項中「第五十条第二項及び第四項」を「第百九条第三項及び第五項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第二項中「私立学校法第五十条第二項の認可若しくは認定」を「前項の規定により読み替えて適用する私立学校法第百九条第三項」に、「第五十二条第二項」を「第百二十六条第三項」に、「第六十二条第一項」を「第百三十五条第一項」に改め、「、あらかじめ」を削る。

第十四条中「第三十条第三項及び第五十一条」を「第二十三条第三項及び第百二十五条」に改める。

附則第二条第二項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第十二条第四号の項の中欄中「役員」の下に「又は評議員」を加え、同表第十三条第一項の項の中欄中「の理事」を削り、「役員」の下に「若しくは評議員」を加え、同表第十四条第一項の項の中欄中「文部科学大臣」を「収支予算書」に改め、同項の下欄中「文部科学大臣」を「文部科学省令で定めるところにより、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの附属明細書並びに収支予算書」に改め、同表第十四条第二項及び第三項の項を次のように改める。

第十四条第二項	計算書類（同法第百三条第二項に規定する計算書類をいう。第四項において同じ。）及びその	貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの
	所轄庁	都道府県知事

附則第二条の二第二項の表に次のように加える。

第十四条第四項	計算書類及びその	貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの
	所轄庁	都道府県知事

附則第二条の二第三項中「第四十九条」を「第九十八条」に改め、同条第五項中「及び第二項」を「、同条第二項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）」に、「第三項」を「第四項」に改める。

（私立学校振興助成法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　前条の規定による改正後の私立学校振興助成法第十四条（同法附則第二条第二項及び第二条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る同法第十四条第一項の補助金の交付を受ける学校法人（同法附則第二条第二項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第二条の二第一項の社会福祉法人を含む。）について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る前条の規定による改正前の私立学校振興助成法第十四条第一項の補助金の交付を受けた学校法人（同法附則第二条第二項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第二条の二第一項の社会福祉法人を含む。）の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類、収支予算書及び監査報告書の作成及び届出については、なお従前の例による。

（放送大学学園法の一部改正）

第二十一条　放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（主務大臣への書類の提出）

第十条　放送大学学園は、主務省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、その終了した会計年度に係る私立学校法第百三条第二項に規定する計算書類及びその附属明細書に同法第八十六条第二項の会計監査報告を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

第十三条第一項中「第五十条第二項及び第四項」を「第百九条第三項及び第五項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第二項中「私立学校法第五十条第二項の認可若しくは認定」を「前項の規定により読み替えて適用する私立学校法第百九条第三項」に、「第五十二条第二項」を「第百二十六条第三項」に、「第六十二条第一項」を「第百三十五条第一項」に改め、「、あらかじめ」を削る。

第十四条中「第三十条第三項及び第五十一条」を「第二十三条第三項及び第百二十五条」に改める。

第十六条中「、あらかじめ」を削る。